

下水道について

平成16年4月より下水道が使用できる地域(広報11月号でお知らせ)の皆さんには、11月より順次説明会を行っていますが、今回は下水道を使用するために必要な宅地内排水設備工事などについて再度お知らせします。

宅地内排水設備工事(接続工事)とは

各家庭や事業所の汚水(水洗トイレ・風呂・台所・洗面所・作業場などからの排水)を下水道管(宅地内にある市で設置した公共汚水ます)まで接続して流すための設備で、各家庭や事業所で接続工事を行ってもらうものです。

接続工事をしていただく期間は

各家庭や事業所に市からの「供用開始の通知」が届いたら、速やかに(概ね1年以内をめどに)接続工事を行ってもらうことになっていきます。また、汲み取り式トイレについては3年以内に水洗トイレに改造して接続工事をしていただくことが義務づけられています。何卒ご理解とご協力をお願いします。

接続工事を行うには

都留市から認証された「下水道排水設備指定工事店」に依頼して行ってもらうこととなります。適切に接続工事を行うには、公的資格や技術力を持った専門業者(下水道排水設備指定工事店として市から認証されている業者)に行ってもらわなければならないことになっています。

接続工事の費用について

各家庭や事業所などにおいては、それぞれの宅地や事業地に接続するための管の長さ、深さ、地質、工事する場所の形態、既設の管をそのまま使用できるかどうかなどにより変わってきますので、一律的な工事費は算出できない状況です。工事店(業者)に工事見

積もりを出してもらい、十分に説明や打ち合わせを行って納得する中で工事費用を把握していただくこととなります。なお、下水道課でも可能な範囲で協力を行いますのでご相談ください。

接続工事への助成制度

市では、接続工事を行ってもらうにあたり、皆さんの負担軽減のために工事費の補助金を出します。これは、供用開始から3年以内に工事を完了した場合は工事費の2分の1を補助しますが、1年以内だと最高10万円、2年以内だと最高5万円、3年以内だと最高3万円となりそれぞれ限度額が設定されています。一日も早く接続工事を行うためにもこの補助金制度を利用してください。

また、銀行などからの工事資金の融資を斡旋し、利子を市が負担する制度も設けていますので助成制度の利用を希望される方はご連絡ください。

◎下水道排水設備指定工事店

11月末までの指定工事店(市が審査の上認証した)は以下のとおりです。※随時申請をもとに認証した工事店をお知らせします。

下水道排水設備指定工事店

指定番号	商号及び名称	所在地	電話番号
1	朝田産業(株)都留支社	都留市古川渡536-2	(43)3273
2	有限会社 星野設備工業所	都留市小形山486	(43)8581
3	環境管理開発株式会社	都留市四日市場23-1	(43)2471
4	正木興業株式会社	大月市大月町花咲1692-1	(23)1291
5	小笠原設備有限会社	大月市初狩町下初狩370	(25)6717
6	有限会社 佐藤商店	都留市桂町1173-8	(43)4174
7	有限会社 原田設備	大月市猿橋町殿上330	(22)1783
8	宝栄設備	都留市中津森73	(43)3782



下水道排水設備指定工事店の申請受け付けを行っています。申請書類は市役所下水道課窓口にて用意してあります。

問合せ先 下水道課